
プロジェクト リース

項目 第 129 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 129 回リース会計専門委員会（2023 年 3 月 7 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

「リースに関する会計基準」（結論の背景）の文案の検討

（全般に関する意見）

2. 全体的に「IFRS 第 16 号では」で始まる文章が多い。IFRS 第 16 号ありきではなく、我が国の考え方を示した上で、「IFRS 第 16 号でも」とするか、議論のある論点に決着をつけるときにのみ「IFRS 第 16 号では」とすることはできないか。
3. 「国際的な比較可能性」が頻繁に出てくるため、冒頭で方針を宣言して、それを参照する形にした方が IFRS 第 16 号ありきでない結論の背景になるのではないか。
4. 参照項について、同じ項内に他の基準の記載がある場合のみ「本会計基準」を記載するというルールどおりの記載になっているか、全体的に確認いただきたい。

（経緯に関する意見）

5. 経緯の「本会計基準の公表」において、会計基準の開発に対するニーズと同様にどのような懸念があったか、その内容も並列的に記載してはどうか。

（リースの識別に関する意見）

6. 「本会計基準の適用に関する懸念の多くは、連結財務諸表と個別財務諸表において共通していると考えられ」との記載に関して、審議項目として記載されている「国際的な比較可能性」、「関連諸法規等との利害調整」、「中小規模の企業における適用上のコスト」、「連結財務諸表と個別財務諸表で異なる会計処理を設ける影響」について、具体的にどのような「懸念」（例えば、個別財務諸表への適用による法人税法への影響）が列举されたかを示さないと読み手の納得感が得られないと考える。

7. 「我が国における事務所等の不動産賃貸借契約について、IFRS 第 16 号の想定とは異なる側面もある場合もある」との記載に関して、「異なる側面」の例がないと読み手の納得感が得られないと考える。
8. サービス提供の要素を含む契約について「国際的な会計基準における取扱いと乖離することになるものと考えられるため、リースを含む契約として取り扱うことが適切であると考えられる」とすると、リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分に関する議論との関係が不明瞭になるため、記載を見直していただきたい。

(借手のリースに関する意見)

9. 借手のリース料に含まれる「残価保証に係る借手による支払見込額」は、実際の見積りが難しく適用が困難であると考ええる。

「リースに関する会計基準」(本文)の文案の検討**(公開草案のタイトルに関する意見)**

10. 公開草案において、企業会計基準第 13 号にある「企業会計審議会第一部会」の記載を削除して問題ないか。その考え方を明確にしていきたい。

「リースに関する会計基準の適用指針」(本文)の文案の検討**(使用を指図する権利に関する意見)**

11. IFRS 会計基準と異なり「使用から得られる経済的利益に影響を与える」という表現を説明している項がないため、使用を指図する権利に関する定めの中に当該表現を入れている理解で問題ないか。

(建設協力金等の差入預託保証金に関する意見)

12. 金融商品会計基準に従って貸倒引当金を設定する対象に敷金が含まれることがわかるように記載を見直していただきたい。

(現在価値の算定に用いる割引率に関する意見)

13. 借手と貸手のリース期間の定めが異なる中で、借手が、貸手のリース期間に基づく貸手の計算利率を優先して適用するという考え方について、どのように正当化ができるのか結論の背景等で説明が必要と考える。

(短期リースに関する意見)

14. 短期リースを更新した場合のリース期間について、Topic842 の考え方を採用した場合、IFRS 任意適用企業が連結修正を求められることになるため、再検討いただきたい。

(具体的な判定基準に関する意見)

15. 現在価値基準の「概ね 90 パーセント以上」であることの意味は結論の背景で記載される理解で問題ないか。

(借手の注記に関する意見)

16. 「短期リースに係る費用が含まれる科目及び各科目に含まれる金額の総額」、「リース負債に含めていない変動リース料に係る費用が含まれる科目及び各科目に含まれる金額の総額」について、発生ベースの費用の注記であることを結論の背景等で説明いただきたい。

(経過措置に関する意見)

17. 企業会計基準第 13 号を適用した際の経過措置は残す必要があるか。
18. 借手のファイナンス・リース取引に分類していたリースの経過措置について、残価保証額を借手による支払見込額に修正することを求めるのは、作成者側の負担が大きいと考える。
19. 借手のオペレーティング・リース取引に分類していたリース等の経過措置について、「会計基準がリース取引開始日から適用されていたかのような帳簿価額」は「リース開始日から減価償却を行っていたのと同じように計算した帳簿価額」などの方が分かり易いと考える。
20. 貸手のファイナンス・リース取引に分類していたリース及びオペレーティング・リース取引に分類していたリース等の経過措置について、「できる」との定めで問題ないか確認いただきたい。

「リースに関する会計基準の適用指針」(設例及び参考)の文案の検討**(設例4「ガスの貯蔵タンク(特定された資産)」に関する意見)**

21. 「A社は貯蔵タンクの使用による経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有することとはならない」との表現は、「A社は貯蔵タンクの稼働能力部分の使用による経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有することとはならない」という理解で問題ないか。

(設例8-3「普通借家契約(延長オプションを行使することが合理的に確実とはいえない場合)」に関する意見)

22. 「本社」から「オフィス」への修正漏れがあるため対応いただきたい。

以上